

第1章

計画策定にあたって

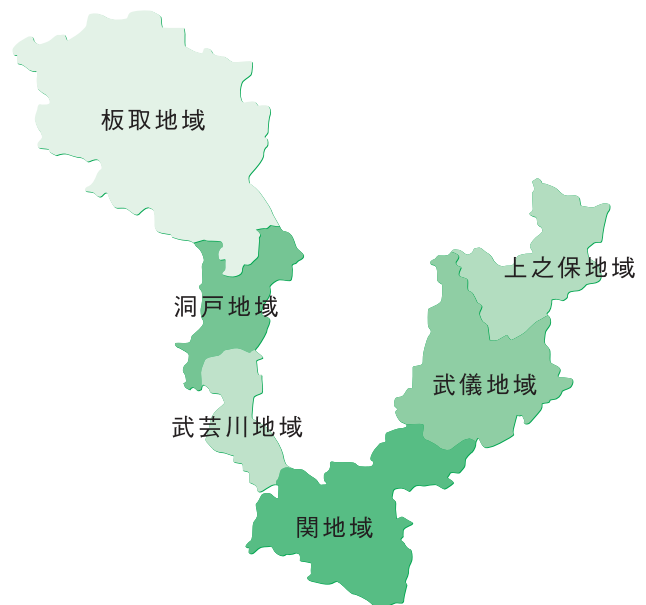
1 計画策定の必要性

(1) 関市における背景からの必要性

① 市町村合併があった

合併前の各市町村は、学習機会の提供などに地域差が生じていた中で、平成17年(2005年)2月7日に関市と旧武儀郡5町村とが合併しました。

新関市としては、地域住民の生涯学習の支援を体系的に整理し、**市全体としての生涯学習活動の活性化に向けた基本的な方向づけ**と、**地域の実情にあった生涯学習活動の具体的な支援**が求められています。



② 前計画の計画期間終了後、10余年を経過

「第一期『生涯学習のまち・関市』づくり推進計画」(平成3年度(1991年度)～平成7年度(1995年度))は、自由時間の増大、豊かさの追求、技術革新・情報化・国際化への対応、伝統文化の継承と新しいコミュニティ形成、市民参加のまちづくりなどの社会的な要請に対応すべく生涯学習の振興方策が示されました。

また、生涯学習都市宣言(平成8年(1996年))『私たちは 豊かな自然にめぐまれた ふるさと “せき”を愛し ときめく心で自らをみがき きらめく人生を求めて 健康で生涯いきいきと学んでいこう』が宣言され、さらに、関市生涯学習推進ボランティア・アドバイザー協議会が設立されるなど、生涯学習は市民に広く浸透してきました。

しかし、近年の社会変化により、今までの取り組みに加え、さらに**職業能力の向上、家庭や地域の教育力の向上、高齢社会への対応、地域課題の解決**へとつなげていくための対応が求められています。

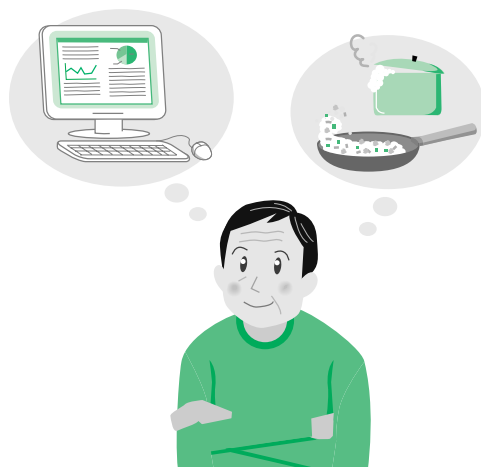
(2) 全国的な背景からの必要性

近年の社会変化

- ・ 少子高齢化社会の進行
- ・ 産業・就業構造の変化
- ・ 科学技術の進歩
- ・ 在住外国人の増加
- ・ 高度情報化の進展と知識社会への移行
- ・ グローバル化の進展
- ・ 家庭の教育力・地域の教育力の低下

留意すべき点

- ・ 若者のフリーター・失業者などの雇用問題への対応
- ・ 近年の都市化、核家族化、少子化などによる家庭の教育力の低下への対応
- ・ 地縁的なつながりの減少などによる地域の教育力の低下への対応
- ・ 団塊の世代の高齢化による高齢者の増加に伴う医療費などの社会保障関係経費の増加などの問題への対応
- ・ グローバル化による産業の空洞化、少子高齢化などによる地域社会の活力の低下への対応
- ・ 団塊世代が定年を迎える居場所づくりをはじめとした2007年問題への対応



2

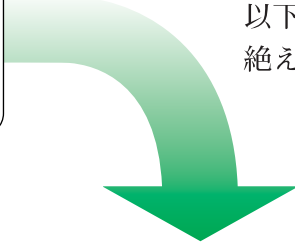
国が考える今後の生涯学習振興の基本的方向

(1) 生涯学習を振興していく上での基本的考え方

中央教育審議会生涯学習分科会においては、生涯学習を振興していく上での基本的な考え方を以下のように示しています。

人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」の実現が目標。

以下のことにより、
絶えざる発展をめざす

- 
- ①個人の興味や関心などの「個人の需要」と社会にとって必要なことへの関心や対応などの「社会の要請」のバランスを保つ。
 - ②生きがい・教養・人間的つながりなどの「人間的価値」の追求と「職業的知識・技術」の習得の調和を図る。
 - ③これまでの優れた知識・技術や知恵を「継承」しつつ、それを活かした新たな「創造」をめざす。

(2) 生涯学習を振興していく上で重視すべき観点

生涯学習を振興していく上での基本的な考え方を踏まえて、重視すべき観点として、以下の5つの観点が示されています。

観点1 国民全体の人間力の向上

国として、自立した個人の資質・能力の向上を通して、国民全体としての資質・能力の向上をめざすため、生涯学習の振興を図る。

観点2 生涯学習における新しい「公共」の視点の重視

個人が社会に主体的に参加・参画することにより、新しい「公共」を形成するという視点に立って、社会をつくり、社会の活性化を図ることを目的とする。

観点3 人の成長段階ごとの政策の重点化

人が成長する各段階ごとの課題を明らかにし、実施主体間の役割分担を明確にして連携を図り、緊急かつ重大なものに重点的に対応していく。

観点4 国民一人ひとりの学習ニーズを活かした、広い視野に立った多様な学習の展開など

若者を含むあらゆる層の学習者の多様なニーズへの対応やあらゆる資源の把握と有効活用など、多様な学習の展開などにより、人間的価値の追求と職業的知識・技術の習得を実現する。

観点5 I Tの活用

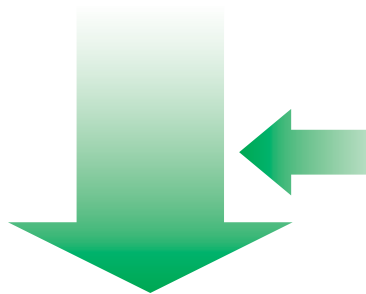
I Tの活用を大幅に拡充することにより、時間的・空間的制約を越えた学習機会の提供や、学習資源の蓄積・共有を促進する。

(3) 今後の重点分野

生涯学習を振興していく上での重視すべき観点を踏まえて、以下の5つの重点分野が示され、本計画においてもこれらの重点分野を踏まえて計画を策定しました。

従来の重点分野

1. 社会人を対象としたリカレント教育の推進
2. ボランティア活動の支援・推進
3. 青少年の学校外活動の充実
4. 現代的課題に関する学習機会の充実



- 観点1 国民全体の人間力の向上
- 観点2 生涯学習における新しい「公共」の視点の重視
- 観点3 人の成長段階ごとの政策の重点化
- 観点4 国民一人ひとりの学習ニーズを活かした広い視野に立った多様な学習の展開など
- 観点5 ITの活用

今後の重点分野

1. 職業能力の向上
2. 家庭教育への支援
3. 地域の教育力の向上
4. 健康対策など高齢者への対応
5. 地域課題の解決

(4) 求められる市町村の役割

地方分権が進められる中で、

- ・住民主体の社会に向かっていく中で、一人ひとりが自立していける
- ・個人の自己責任、自主性を尊重する

という観点を重視しつつ、市町村行政に委ねること、民間に委ねることを整理していくことが必要



市町村では、社会の要請と地域住民全体の多様な需要の双方に対応した学習機会の提供、地域住民の生涯学習の支援、生涯学習を通じた地域づくりなどを地域住民と協力して、主体的に実施することが期待される。

地域住民の自主的・主体的な取り組みを促進する支援が求められる。

3

計画の期間

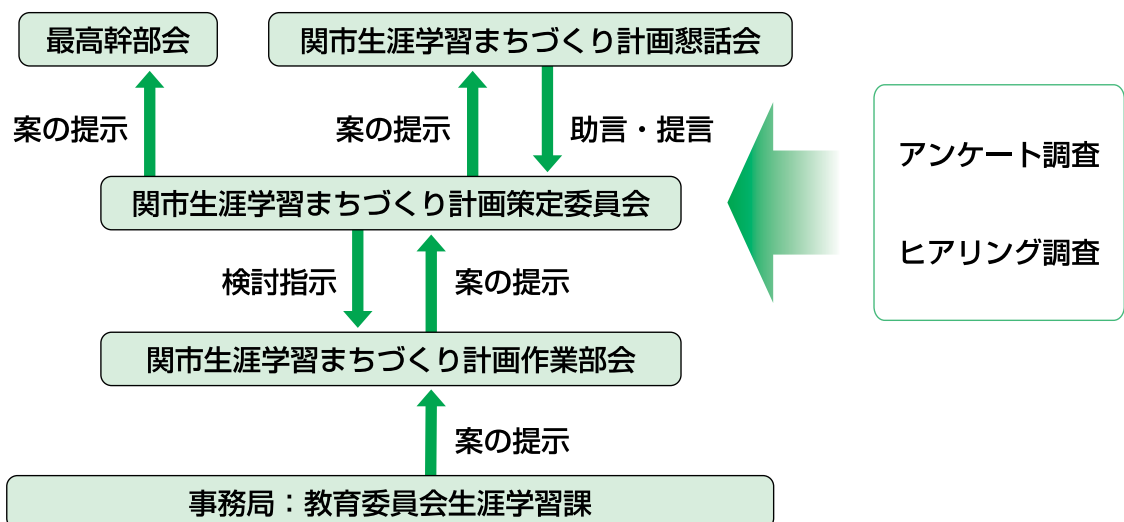
計画の期間は、平成19年度(2007年度)から平成28年度(2016年度)までの10年間とします。

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、市民の参加を図り、意見、要望を反映させるため、「生涯学習に関するアンケート調査」を実施しました。

このほか、市内の生涯学習活動団体（34団体）からの意見・要望を把握するために調査を実施しました。

また、協議機関として社会教育などに従事する専門家、学識経験者などによる「関市生涯学習まちづくり計画懇話会」を設置し、生涯学習課が事務局を担当し推進しました。さらに、庁内調整を図るため、「関市生涯学習まちづくり計画策定委員会」および「関市生涯学習まちづくり計画作業部会」を設置しました。



関市生涯学習まちづくり計画懇話会

市内の優れた見識を有する者から教育委員会が委嘱する。

各々の培ってきた見識から計画策定にあたっての提言、計画案の検討・助言を行う。

最高幹部会

庁内の部長クラス以上により構成された既存の組織。

市行政全般の検討を行う会議であるが、本計画についても議題として検討し、庁内調整を図る。

関市生涯学習まちづくり計画策定委員会

関係各課の課長クラスにより構成する。

関係各課の立場から、計画案などに対し検討・庁内調整を行う。

関市生涯学習まちづくり計画作業部会

関係各課の課長補佐クラスにより構成する。

計画立案にあたっての調査・研究、計画原案の作成及び庁内調整を行う。

5 計画のめざすもの

(1) 本計画策定のめざすもの

1) 地方分権の流れ

わが国で進められている地方分権化は、地域の住民が自分たちで決定し（自己決定）、その責任も自分たちが負う（自己責任）という行政システムを構築すること、全国的な統一性や公平性を重視する「画一と集積」の行政システムから住民や地域の視点に立った「多様と分権」の行政システムに変革することをめざしています。

こうした中で、地域社会においては、以下のような課題があります。

個性豊かな地域社会の形成

- 国民の価値観の多様化を踏まえれば、ナショナルミニマムを超える行政サービスは、地域住民のニーズに応じて地域住民の自主的な選択に委ねるべき
- その結果、地域の自然、歴史、文化に即した個性的な地域社会の形成へ

高齢社会への対応

- 高齢社会においては、保健、医療、福祉、生涯学習のサービスを総合的に提供することが必要
- 縦割りの行政システムを乗り越えて、住民に身近な市町村が総合的に高齢者対策に当たることが望ましい

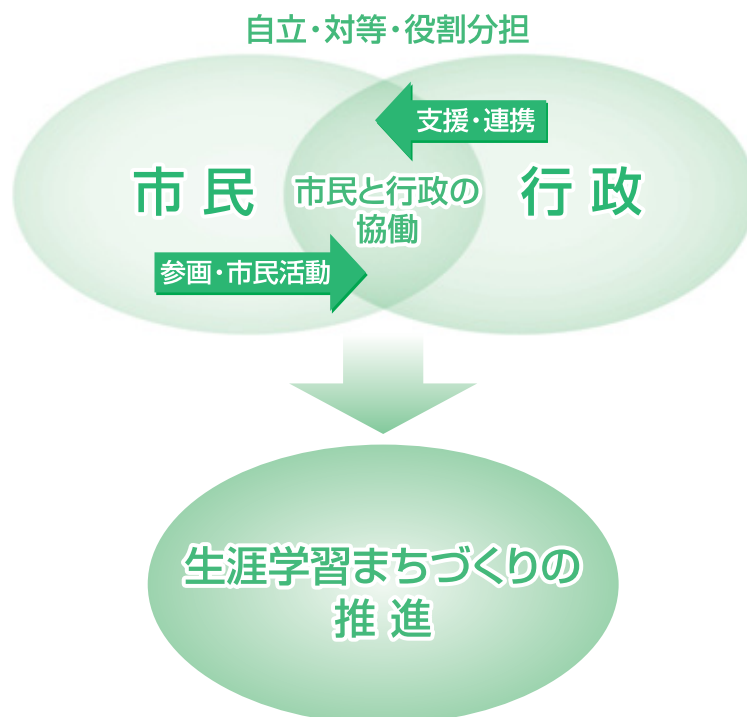
こうした地方分権の流れの中で、本計画においては、以下の視点に立った生涯学習の推進を図ります。

『新たな公共』の視点

今までは、「行政に委ねられてきた公共」でした。しかし、これからは、“協働のまちづくり”の多様な担い手である市民と行政が、それぞれの役割分担のもとに進めていく考え方に基づき、市民、行政などみんなの協働で創り、育て上げる「新たな公共」の視点に立脚する必要があります。

『補完性の原則』の視点

市民の自主的な活動を原則として、市民だけでは解決できない場合は地域で、地域だけで解決できない場合は行政が支援する、あるいは協働して行うという考え方に基づき、効果的、効率的な推進を図っていく必要があります。



市民と行政の協働による生涯学習まちづくりの推進

2) 生涯学習の理念

本計画における「生涯学習」は、社会教育*の部分を中心に捉えた上で、興味や生きがいを感じる学習の素材に対して、もっと知りたい、もっとうまくなりたい、もっと人に伝えたいなどの気持ちがあって、自ら勉強したり、教室に通ったり、誰かに教わったり、仲間と話をしして活動をしたりした結果、充実した生活が送れ、それをまちづくりにつなげていくものとします。

平成18年(2006年)12月に公布・施行された新教育基本法において、生涯学習の理念を以下のように示され、教育に関する基本的な理念として規定されています。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

本計画においても、この理念を踏まえ、生涯学習まちづくりを推進します。

※ 社会教育は国民・市民である私たち一人ひとりが主体となつて行う自由な教育・学習の営みであり、自分自身が自分を教育する主体であり、また学び合う者同士がお互いに教育し合うような営みといえる。

3) 生涯学習まちづくりのめざすもの

生涯学習まちづくりを推進していくにあたって、国が考える生涯学習振興の基本的方向を踏まえるとともに、関係機関・団体と関市との連携・協働、学習成果の評価・活用、生涯学習振興を担う人材などの養成・活用をはじめ関市が抱える様々な課題に取り組む必要があります。

関市は、平成8年(1996年)10月15日「生涯学習都市宣言」をしました。この都市宣言は、市民が健康で生涯いきいきと学ぶことができるようにとの願いを込め、市内外に向け「まちづくり」(市政)の基本を生涯学習において行うことを表明したものです。「生涯学習のまちづくり」とは、市民と行政がそれぞれ意識改革し、学び、そして知恵を出し合うことです。生涯学習の基本は、「自主性」と「自己改革」であるといわれるように、まず自分を形成することで「人づくり」から「まちづくり」へとつなげること、地域とのつながりを深めていくことをめざしてきました。

そこで、本計画において、「生涯学習都市宣言」を踏まえて、生涯学習まちづくりのめざすものとして、以下の理念を示します。

**市民が、いつでも、どこでも学びやすい、そして、学習成果が評価され、その成果を適切に活かすことのできる生涯学習社会の構築。
さらに、市民主導のまちづくりにつなげていく。**

生涯学習都市宣言

私たちは
豊かな自然にめぐまれた
ふるさと“せき”を愛し
ときめく心で自らをみがき
きらめく人生を求めて
健康で生涯いきいきと
学んでいこう

(2) 計画の基本目標

基本目標 1 学習機会の提供

市民が、いつでも、自由に学習機会を選択できるよう、学習内容の提供、学習する場、学習に関する情報提供などを充実します。

基本目標 2 学習成果の発表・評価の場の提供

市民が、目標を持って学習ができ、その成果が適切に評価される仕組みづくりをめざし、さまざまな発表の場、目標が持てるための支援などを充実します。

基本目標 3 学習成果を活かす支援

市民が、学んだことを職業、子育て、健康づくり、さらには学んだことを人に教えるなど、様々な面で活かすことができるための支援を充実します。

基本目標 4 まちづくりに活かす支援

市民が、学んだことをきっかけとして、地域での助け合い活動、まちづくり活動、環境保全活動など、社会に還元することの推進、支援を充実します。